

障がい福祉サービス利用までの流れ

① 相談・申請	市役所(または各総合支所)または相談支援事業所に相談します。サービスが必要な場合は、市役所(または各総合支所)に申請書類を提出します。
----------------	---

- ・市役所本庁舎：⑬福祉総合窓口
- ・各総合支所：市民福祉課
- ・相談支援事業所：ホームページ「関連リンク 自立支援協議会 3. 社会資源マップ」を参照ください。

- 申請書類
- ・介護給付費等支給申請書(様式第1号)
 - ・同意書(別紙3)
 - ・委任状
 - ・身元確認書類(個人番号カード) など

② 認定調査・概況調査	障がいのある人(本人)または保護者等と面接して、心身状況や生活環境などについて調査を行います。(80項目の調査)
--------------------	--

※ 認定調査票・概況調査票… 全国統一の様式を使用します。
調査員は、市から委託を受けた事業所職員または市職員です。

③ サービス等利用計画案の作成依頼	利用を希望する人は、相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらうようお願いします。(計画作成には利用者負担はかかりません。)
--------------------------	--

サービス等利用計画とは？

利用者のサービス利用の意向や状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画です。
この計画は、各市町村の指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が作成します。

④ 審査・判定	調査の結果、どれくらい障がい福祉サービスが必要な状態であるか(障がい支援区分)が決まります。 なお、18歳以上の人は、利用を希望する障がい福祉サービスの種類によって、「調査結果」及び「医師意見書」をもとに、審査会で審査・判定が行われます。
----------------	--

障がい支援区分
認定審査会

↓

障がい支援区分
認定の決定

- ※ 認定審査会にかける前に、コンピューターで支援の必要度を判定します。(一次判定)
- ※ 認定審査会は、鳥取県東部広域行政管理組合で実施します。(二次判定)
- ※ 「医師意見書」の確認について
市は、本人かかりつけ医療機関の医師に意見書の発行を依頼します。医療機関での診察をしばらく受けていない場合などは、改めて診察が必要になります。

就労継続支援などの「訓練等給付サービス」のみ利用の場合は、「④障がい支援区分認定審査会」はありません。「医師意見書」も不要です。(利用に際し障がい支援区分が不要のため。一部例外あり。)

障がい福祉サービス利用までの流れ

1ページ
④からの続き

⑤ サービス等利用 計画案の提出

③で相談支援事業所に依頼したサービス等利用計画案を、市に提出します。（相談支援事業所を通じての申請も可）

申請書類

- ・計画相談支援給付費支給申請書（様式第11号の3）
- ・申請者の現状（基本情報）
- ・申請者の現状（基本情報）【現在の生活】
- ・サービス利用等計画案
- ・サービス利用等計画案【週間計画表】 など

⑥ サービスの支給決定 （受給者証の交付）

鳥取市が、障がい支援区分やサービス等利用計画案をもとに障がい福祉サービスの支給量などを決め、その決定内容を通知し「障がい福祉サービス受給者証」を交付します。

※ 障がい福祉サービス受給者証
障がい福祉サービスの利用に必要な情報が記載されている冊子です。

※ サービスには支給決定期限を設けています。引き続きサービスを利用されたい場合は、更新の手続きが必要となります。

⑦ サービス提供事業者 との契約

障がい福祉サービスを利用する事業者を選択します。事業者を受給者証を提示し、利用に関する契約をします。

※ 本人・家族・支援する関係者が集まり、今後の支援の方針や目標、支援内容などについて話し合いをします。

⑧ サービス利用 の開始

障がい福祉サービスの利用を開始します。
※ 原則、障がい福祉サービス利用料の1割を事業者に支払います。

※ 相談支援事業所を通じて、鳥取市にサービス等利用計画（本計画）を提出します。

⑨ モニタリング の実施

定期的に、相談支援事業所（相談支援専門員）によりサービスの利用状況等の確認が行われます。

障がい福祉サービスを利用し始めてからも、実際の生活において不便はないか、計画を入れたことで改善されたこと等を、決められた期間ごとに話し合い、必要に応じて計画内容を変更します。（モニタリングの実施）

モニタリングの実施期間は、利用者の状況や利用しているサービス内容等によって、鳥取市が定める期間ごとに行われます。

障がい福祉サービス利用までの流れ

認定された「障がい支援区分」により利用できるサービスが異なります。
 次ページの図を参照ください。（※サービスによっては障がい支援区分以外にも要件があります。）

各サービスと障害支援区分の対応（概略）

	訪問系					日中活動系			施設系	居宅支援系
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	短期入所	療養介護	施設入所支援	共同生活援助
区分なし			↑			50歳以上は区分2以上		ALS患者等は区分6		↑
区分1	↑		↑				↑		50歳以上は区分3以上	↑
区分2	↑		↑				↑			↑
区分3	↑		↑	↑				筋ジス、重心は区分5		↑
区分4	↑	↑	↑	↑					↑	↑
区分5	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑	↑	↑	↑
区分6	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓

※上記以外にも利用要件や加算要件、経過措置等あり